

## プロポーザルの実施に係る提案書の募集について

次のとおり、プロポーザルを実施しますので、参加希望者から提案書を募集します。

令和8年4月28日

高岡市地域公共交通活性化推進協議会  
会長 日名田 尚明

### 1 業務概要

#### (1) 業務名

市民にやさしい公共交通のあり方検討業務委託

#### (2) 業務内容

別紙「市民にやさしい公共交通のあり方検討業務委託仕様書」参照

#### (3) 履行期限

契約締結日から令和9年1月29日（金）まで

#### (4) 提案限度額

29,895,000円（消費税及び地方消費税を含む）

#### (5) 前提条件

本業務、「令和8年度「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト（モビリティ人材・組織育成タイプ）」の採択を前提としており、契約は採択・交付決定後に締結するものとする。また、不採択となった場合は、契約を中止する。この場合、参加者が本プロポーザルのために要した費用については、参加者の負担となり、発注者へ請求することはできない。

また、本プロポーザルは高岡市の予算議決前の準備行為として実施するものであり、高岡市議会において予算の減額、否決があったときは、本プロポーザルについて実施の効力を失う場合があり得るものとする。

### 2 資格要件

#### (1) 参加者に必要な資格

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(イ) 本実施要領公表の日から本業務の契約締結の日までの間、地方公共団体から指名停止措置又は指名除外措置を受けていない者。

(ウ) 本プロポーザルに参加しようとする他の者との間に次に規定する資本関係又は人事関係のいずれにも該当しないこと。

- ① 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。）と子会社（同法第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）の関係にある場合（子会社が民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の決定又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の決定（②において「民事再生法等の再生手続開始の決定」という。）を受けた会社である場合を除く。）
  - ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合（子会社の一方が民事再生法等の再生手続開始の決定を受けた会社である場合を除く。）
  - ③ 一方の会社の役員（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合（会社の一方が会社更生法の規定による更生会社又は民事再生法の規定による再生手続中の会社である場合を除く。）
    - イ) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
    - ロ) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役員
    - ハ) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
  - ニ) 組合の理事
  - ホ) その他業務を執行する者であつて、イ) からニ) までに掲げる者に準ずる者
- ④ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法又は民事再生法の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

## (2) 履行にあたり必要な要件

### (ア) 過去の履行実績

令和8年6月から起算し、過去10年間において、地域公共交通に関する調査分析、事業実行支援又は計画策定支援等の業務実績を有し、かつ本業務を遂行するための適切な人員配置ができること。

また、令和8年6月から起算し、過去5年間において、公共交通に係る自動運転の実証又は調査の支援等の業務実績を有し、かつ本業務を遂行するための適切な人員配置ができること。

### (イ) 共同企業体での参加

共同企業体での参加を認める。

## 3 日程及び事務手続き

### (1) 日程

本プロポーザルの主な日程は、次のとおりとする。ただし、発注者の都合により日程

を変更する場合がある。

| 業務内容          | 時期               |
|---------------|------------------|
| 実施要領の公表       | 令和8年4月28日(火)     |
| 質問書の受付期限      | 令和8年5月15日(金)午後5時 |
| 質問書の回答期限      | 令和8年5月19日(火)午後5時 |
| 参加表明書等の提出期限   | 令和8年5月21日(木)午後5時 |
| 企画提案書等の提出期限   | 令和8年6月1日(月)午後5時  |
| 審査(プレゼンテーション) | 令和8年6月4日(木)予定    |
| 選定結果通知の発送     | 令和8年6月10日(水)予定   |
| 契約締結          | 令和8年6月下旬予定       |

## (2) 参加表明書について

本プロポーザルの参加希望者は、次のとおり参加表明書等を提出すること。

### (ア) 受付期間

令和8年4月28日(火)午前9時から令和8年5月21日(木)午後5時まで

### (イ) 参加表明書類

- ① 参加表明書(様式1)
- ② 会社概要(様式2)
- ③ 参加資格誓約書(様式3)
- ④ 会社概要(パンフレット等)

### (ウ) 提出場所

〒933-8601 富山県高岡市広小路7-50

TEL: 0766-30-6505 FAX: 0766-20-1414

Email: kotsu@city.takaoka.lg.jp

高岡市地域公共交通活性化推進協議会事務局

(高岡市市長政策部総合交通課) 担当: 高田・原

### (エ) 提出部数 各1部

### (オ) 提出方法

持参、郵送、FAX、電子メールのいずれかとする。

※持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く日の午前9時から午後5時までとする。

※郵送及びFAXの場合は、收受確認のため、送付後に電話連絡をすること。

※郵送の場合は、簡易書留郵便等の配達完了の確認ができる方法とし、期日までに必着とする。ただし、配送業者に起因する事由により到着が遅れた場合は、その証明をもって受け付ける。

**(3) 参加表明書提出者の提案資格確認結果の通知について**

令和8年5月25日（月）までに電子メールで提案資格確認結果を通知する。

**(4) 質問書について**

仕様書等に質疑のある場合は、次のとおり質問を受け付ける。

**(ア) 受付期間**

令和8年4月28日（火）午前9時から令和8年5月15日（金）午後5時まで

**(イ) 提出方法**

持参、FAX、電子メールのいずれかとする。

※質問書は様式4を使用すること。

※上記以外の方法による問い合わせには、一切応じない。

※持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く日の午前9時から午後5時までとする。

※郵送の場合は、簡易書留郵便等の配達完了の確認ができる方法とし、期日までに必着とする。ただし、配送業者に起因する事由により到着が遅れた場合は、その証明をもって受け付ける。

**(ウ) 受付場所**

参加表明書に同じ

**(エ) 回答方法**

回答は質問者に対して、電子メールで行う。また、質問者の法人名を伏せたうえ高岡市ホームページで公表する。

**(5) 提案書について**

**(ア) 受付期間**

令和8年4月28日（火）午前9時から令和8年6月1日（月）午後5時まで

**(イ) 提出方法**

持参、郵送のいずれかとする。

※持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く日の午前9時から午後5時までとする。

※郵送の場合は、簡易書留郵便等の配達完了の確認ができる方法とし、期日までに必着とする。ただし、配送業者に起因する事由により到着が遅れた場合は、その証明をもって受け付ける。

**(ウ) 提出場所**

参加表明書に同じ

**(エ) 提出書類**

① 提案書（様式は任意。A4判であれば縦横・ページ数は問わない。）

② 見積書

(オ) 提出部数 各 9 部

(カ) その他留意点

各書類は審査員に配布するため、業者名および類推可能となる内容の記載は行わないこと。

(6) 審査（プレゼンテーション）について

提出された提案書をもとに、選考委員会による審査（プレゼンテーション）を実施する。

(ア) 実施日時

令和 8 年 6 月 4 日（木）（予定）

※時間及び場所については、決まり次第、参加者に別途通知する。

(イ) 実施時間

30 分以内（プレゼンテーション 20 分、質疑回答 10 分）

(ウ) 出席者

本業務を受託した際に業務を担当する者を含む 3 名以下とする。

(エ) 使用機器

会場にはディスプレイ・HDMI ケーブルを用意する。

その他必要機器（PC 等）は持参すること。

(オ) 留意点

- ・ヒアリングの順番は、企画書の到達順とする。
- ・企画提案書記載内容以外の追加提案、追加資料は受け付けない。
- ・プレゼンテーションの際は、自らの名称を明らかにしない。

(7) 選定方法・結果の通知について

(ア) 受託候補者の選定方法

選考委員会を開催し、提出書類、ヒアリング及び質疑回答による審査を行い評価する。評価基準・項目・配点は別添のとおり。

(イ) 最低点基準点

選考委員の点数の合計が総得点の 60 パーセント以上であること。

(ウ) 結果通知

選考委員会の評価結果については、提案者すべてに特定（非特定）結果を文書で通知する。なお、実施結果については、結果通知後に非特定者の参加者の名称を伏せたうえホームページで公表する。

#### 4 契約の締結

前述により選定された受注候補者と契約締結の交渉を行う。なお、契約交渉が不調となった場合には、評価点数の上位の者から順に、契約締結の交渉を行う。

#### 5 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、参加者としての資格を失い、提案することはできない。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽又は不正があった場合
- (3) 委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (4) 他の参加者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- (5) 実施要領の内容を遵守しない場合
- (6) その他選考委員会が不適合と認める場合

#### 6 その他

- (1) 提案書等の作成及び提出、返却に係る費用は、参加者の負担とする。
- (2) 受託候補者となった者が提出した書類は返却しない。
- (3) 提案書等の情報公開の請求があった場合は、個人情報及び法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものなどを除き公開することがある。
- (4) 辞退する場合は、辞退届（様式5）を持参又は郵送で提出すること。

(担当) 高岡市地域公共交通活性化推進協議会 高田、原  
事務局：高岡市市長政策部総合交通課

(住所) 〒933-8601 高岡市広小路7番50号

(電話) 0766-30-6505 (直通)

(F A X) 0766-20-1414

(メール) kotsu@city.takaoka.lg.jp

評点基準・項目・配点一覧

| 評価項目     | 評価の着眼点                | 評価基準  | 配点    |
|----------|-----------------------|---|-------|
| 業務経歴     | 同種・類似業務の実績            | <ul style="list-style-type: none"> <li>過去 10 年間に、地域公共交通に関する調査分析並びに事業実行支援または計画策定支援等を行った経験や実績があるか。</li> <li>過去 5 年間に、公共交通に係る自動運転の実証又は調査の支援等の業務を行った経験や実績があるか。</li> </ul> | 20 点  |
| 工程・体制・人員 | 業務実施の工程・体制・人員         | <ul style="list-style-type: none"> <li>工程に無理はないか。整合性は取れているか。</li> <li>適切な業務提供ができる人員配置となっているか。</li> </ul>  | 10 点  |
| 提案内容     | 的確性                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>本業務の方針に沿った、明確かつ現実的な業務遂行方針が示されているか。また、適切な工夫や提案がみられるか。</li> </ul>  | 20 点  |
|          | 独自性                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>専門的知識やノウハウ等に基づく独自の提案となっているか。</li> </ul>  | 15 点  |
|          | 実現性                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>調査やデータの分析方法等が具体的かつ適切に提案されているか。</li> <li>工程等が具体的かつ適切に提案されているか。</li> </ul>   | 20 点  |
| 資料・説明    | 資料作成能力<br>プレゼンテーション能力 | <ul style="list-style-type: none"> <li>企画提案書における文章、表や図の創意工夫がみられるか。</li> <li>プレゼンテーションが分かりやすく、説得力があるか。</li> <li>質疑に対する的確な応答であるか。</li> </ul>                            | 10 点  |
| 提案額      | 提案額の妥当性               | <ul style="list-style-type: none"> <li>費用の算出根拠が明確か。</li> <li>提案内容に対してすぐれた価格か。</li> </ul>  | 5 点   |
| 計        |                       |   | 100 点 |